

## 津島市墓地使用条例（抜粋）

- 第2条 墓地は埋蔵又は焼骨を埋蔵する以外にこれを使用することはできない。ただし、碑石形像類の建立はこの限りではない。
- 第8条 墓地を使用する際工作物は隣接墓地境界より3.3平方メートル以上の墓地においては各15糎、それ以下の墓地においては各9糎を控えなければならない。
- 第10条 墓地の使用権者は祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを継承するほか、その使用権は移転譲渡することができない。
- 第11条 墓地の使用者が住所不明で10年を経過しかつ前条の継承すべき者がいないときは墓地の使用権は消滅する。
- 第12条 墓地の使用権者で次の各号の一に該当するときは使用許可証の書換え訂正又は再交付を受けなければならない。
- (1) 使用権を継承したとき。
  - (2) 本籍住所又は氏名に変更があったとき。
  - (3) 使用許可証をき損し又は滅失したとき。
- 第13条 墓地使用権者で市外に転住したときは市内に在住する者を代理人とし、この条例に定める義務を代行させなければならない。
- 2 前項による代理人の選定は、転住の日から3か月以内にこれを行い市長に届出なければならない。
- 第14条 墓地の使用の必要がなくなった使用権者は、これを原形に復して返還しなければならない。
- 2 使用権者が前項の義務を履行しないときは市がこれを代行し、その費用は義務者から徴収する。
- 第15条 墓地は使用権者が墓地使用の許可を受けた日から5年以上を経過し何らの設備をしないときはその権利を失うものとする。
- 2 前項の場合においては既に納付の使用料はこれを還付しない。
- 第16条 市長は既に許可した墓地の使用について次の各号の一に該当することがあるときは、その許可を取消し又は改葬を命ずることができる。
- (1) 使用権者が法令又はこの条例若しくはこれに基づいて発する規定並びに命令に違反したとき。
  - (2) 墓地経営その他公益上必要が生じたとき。
- 2 前項第1号又は第11条により使用許可を取消し又は消滅した墓地に埋葬してある焼骨遺髪等は、別に定める場所にこれを改葬する。
- 3 第1項第2号により使用許可を取消した場合において使用権者が希望するときは、これに代わる墓地の使用を許可し又は既納の使用料額の一部を返還する。
- 第18条 使用権者がその使用に伴う工事その他必要により墓地内を一時使用するときは、市長の承認を受けなければならない。

## 注 意 事 項

1. 使用区画はいつも清浄にし、墓碑等の保全管理に注意して下さい。
2. 墓地としての美観を保つため、次の事項を守って下さい。
  - (1)境界ブロックは取り外したり、移動したりしないで下さい。
  - (2)使用区域内に樹木、花などを植えないで下さい。
3. 使用許可証は墓石等の建立、焼骨の埋蔵、改葬などの際に提示していただきますので、大切に保管してください。
4. 墓地使用者の本籍・住所・氏名などに異動・変更が生じたときは書換え（再交付）の手続きを、また、使用許可証を汚したり、無くしたときも、再交付の手続きをして下さい。なお、本籍・住所の書換えには住民票が必要な場合があります。
5. 墓地使用者が市外へ転出する場合は代理人を選定し、墓地代理人選定届を提出して下さい。（使用者と代理人の印鑑が必要です。）
6. 墓石建立の際は、生活環境課又は斎場に用意してある「墓碑等建立計画書」に必要事項を記入し、墓石の寸法、刻む文字等を記入した図面を添付のうえ、墓地使用許可証と共に生活環境課又は斎場へ提出して下さい。
7. 遺骨を埋蔵される際は、生活環境課又は斎場に用意してある「墓地埋蔵届」に必要事項を記入し、埋火葬許可証（※イ参照）を添付のうえ、墓地使用許可証と共に斎場へ提出して下さい。他の墓地に埋蔵されている遺骨を津島市営墓地に改葬される際は、埋火葬許可証の代わりに改葬許可証（※ロ参照）が必要となりますので、その際は生活環境課までご連絡下さい。詳しい説明を致します。
  - ※イ 埋火葬許可証とは、埋火葬を許可する際に発行されるもので、火葬にする場合は斎場（火葬場）に一旦提出し、火葬の後申請者に返却されるものです。
  - ※ロ 改葬許可証とは、現在遺体が埋葬されている墓地や遺骨が埋蔵されている墓地、又は遺骨が収蔵されている納骨堂所在地の市町村長が発行するものです。
8. 使用者の死亡等により墓地使用权を継承する際は、一定の手続きの後、新たな墓地使用許可証を発行しますので、生活環境課までご連絡下さい。手続きに必要な書類について説明します。（印鑑が必要です。）
9. 津島市営墓地から他の墓地に改葬をされる方は、生活環境課までご連絡下さい。
10. その他、詳しくは次のところまでお問い合わせ下さい。

津島市役所 市民生活部 生活環境課 Tel 55-9368

斎 場 Tel 28-2389